

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案要綱

- 一 判事の員数を五十人増加すること。(第一条関係)
- 二 判事補の員数を二十五人減少すること。(第一条関係)
- 三 裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十五人減少すること。(第二条関係)